

## 第32回門真市情報公開審査会議事録

開催日時 平成28年1月27日（水）午前10時  
開催場所 門真市役所 本館2階 大会議室  
出席委員 土井 廣、道上 達也、玄番 允子  
欠席委員 園田 寿、安保 克也  
事務局職員 狩俣法務監察課長、才木法務監察課長補佐、藤井主任、新徳係員

### 開会（午前10時）

狩俣課長 ただ今より、平成28年第32回門真市情報公開審査会を開催させていただきます。私は、総務部法務監察課長の狩俣でございます。後ほど会長の互選をお願いいたしますが、会長が選出されますまで、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。開会に先立ちまして、重光総務部長からご挨拶を申し上げます。

重光総務部長 （挨拶）

狩俣課長 重光総務部長は、所要がございますので、ここで退席させていただきます。  
（重光総務部長退席）

狩俣課長 議事に入ります前に各委員の皆様のご紹介から始めさせていただきたいと存じます。

### （各委員及び事務局職員の紹介）

狩俣課長 本日は、園田委員と安保委員につきましては、所要のため、本日の会議は欠席されておりますが、委員5名中3名の出席になり、委員の過半数が出席しているため、本日の審査会は成立しておりますので、ご報告いたします

続きまして、会長及び副会長の互選についてであります。本日は、委員の任期が開始いたしまして初めての会議でございますので、門真市情報公開条例施行規則第9条第2項の規定により、会長及び副会長の互選をお願いしたいと存じます。

道上委員 土井委員にお願いしてはどうでしょうか。

狩俣課長 ただ今、道上委員から土井委員のご推薦がありました。いかがでしょうか。

### （「異議なし」との声あり）

狩俣課長 それでは、土井委員に会長をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。それでは、土井委員、会長に選出されましたので、会長席の方へ移動いただきまして、進行の方をお願いいたします。

土井会長 （挨拶）

土井会長 次に、副会長の互選に入ります。お諮りいたします。副会長には、門真地区人権擁護委員会会長の玄番允子様をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

### （「異議なし」との声あり）

土井会長 それでは、玄番委員、副会長に選出されましたので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、審議に入りたいと思いますが、その審議に入る前に、この情報公開審査会において、審議を進めていくに当たっての基礎的な知識を確認する必要があると思います。この辺りについて、事務局から説明をお願いできますでしょうか。

狩俣課長 はい。それでは、門真市情報公開審査会の概要を説明させていただきます。

### （門真市情報公開審査会の概要説明）

土井会長 それでは、諮問事項の審議に入ります。諮問書及び資料につきましては、既に、当審査会の開催通知に併せて、委員の皆様のお手元に送付されていることと存じます。今回の諮問事項であります「行政不服審査法の全部改正に伴う門真市情報公開条例等に基づく不服申立制度の見直しについて」の諮問の趣旨等について、

事務局から説明をお願いします。

才木課長補佐 諮問の趣旨について、簡単にご説明させていただきます。

今回の諮問の趣旨としましては、平成26年6月13日に、行政不服審査法の全部が改正され、平成28年4月1日から施行することにより、不服申立制度が大きく変わることになりました。

この不服申立制度のことを「審理員制度」と呼ばせていただきますが、本市において、この「審理員制度」を門真市情報公開条例に基づく不服申立てについても適用するのかどうかについて、検討を行い、条例改正が必要となりました。

また、門真市個人情報保護条例についても、同様の趣旨から条例改正が必要となることから、両条例の改正について審議していただきたく諮問したものであります。

まず初めに、「審理員制度」の内容について、簡単にご説明させていただきます。不服申立てがあった場合、当該不服申立てに対して裁決する立場にある「審査庁」は、その処分に関与していない職員を「審理員」として指名します。

そして、その「審理員」が、当該不服申立てに係る審理手続を行うこととなります。

さらに、「審査庁」は、「審理員」による審理手続が終わった後、その「審理員」が行った審理手続の妥当性を判断するため、優れた識見を有する委員で構成された第三者機関に、当該不服申立てに対する裁決について諮問しなければならないこととされました。

そうすることにより、不服申立てに係る審理手続の公正性や透明性が向上し、もって国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保しようとするものです。

しかし、現行制度における情報公開条例等に基づく不服申立制度にあっては、公正性や透明性の観点から見ると、不服申立てがされた際には、優れた識見を有する委員で構成された情報公開審査会等に諮問することを義務付け、その審査会で、慎重に調査審議が行われており、「審理員制度」による審理手続を行わなくとも、公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されているといえます。

また、行政不服審査法においては、現行制度において、公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されているのであれば、条例に規定することにより、この「審理員制度」を適用除外することができることとされています。

以上のことから、本市においては、既存の情報公開審査会等に諮問することとしている現行の不服申立制度が、公正かつ慎重に判断されていることが制度上担保されていることから、新行政不服法審査法に基づく「審理員制度」については、情報公開条例等を改正し、適用除外したいと考えています。

また、この情報公開審査会等は、行政不服審査法により設置する行政不服審査会とは別の附属機関になりますが、情報公開審査会等の調査審議の手続については、行政不服審査会に即した手続を採ることが必要と考えます。

よって、行政不服審査法に規定する行政不服審査会の調査審議の手続の規定、具体的には、行政不服審査法の第74条から第79条までの規定を踏まえ、また、この情報公開審査会等は、公文書の開示等に関する調査審議を行う機関でありますので、国の情報公開審査会・個人情報保護審査会の調査審議の手続も参考にしたいと考え、具体的には、情報公開・個人情報保護審査会設置法の第11条から第16条までの規定を踏まえながら情報公開条例等の規定整備を行いたいと考えております。

なお、情報公開条例等の改正の時期ですが、行政不服審査法の施行日と同じ、平成28年4月1日を予定しています。

誠に簡単ではありますが、私からの諮問事項の説明は、以上でございます。何とぞ、ご審議の程よろしくお願いいたします。

土井会長 説明は、終わりました。これより、質疑に入ります。ただ今の説明について、

何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

事務局の説明では、情報公開条例等については、審理員制度の適用除外をした  
いということですが、既に情報公開審査会が存在するのだから、審理員制度を設  
けなくてもいいのではないかとということですね。

狩俣課長 そのとおりです。ご説明申し上げましたように、現在の審査会での審理手続に  
おいて、制度上、十分に透明性・公正性が担保されていますので、新行政不服審  
査法においても条例で処分等を行う場合については、審理員制度を適用除外する  
ということを各自治体の条例で定めていけば、適用除外することについて、特に  
問題ないと考えております。

玄番副会長 1点、教えていただけますでしょうか。新行政不服審査法では、審査庁が教育  
委員会等である場合には、審理員の指名を要しないこととされていますが、なぜ、  
市長と教育委員会等で手続に差異が生じるのか、教えてください。

新徳係員 審査庁が市長の場合は、最終的には、市長が審理手続を判断することになりま  
すが、教育委員会等におきましては、優れた識見を有する委員等で構成される合  
議体で組織された機関でありますので、審理手続においても公正かつ慎重に判断  
されることが制度上担保されていますので、審査庁が教育委員会等である場合は、  
新行政不服審査法の中で審理員制度は、適用除外されております。

この情報公開条例において、仮に審理員制度の適用除外をしないとすると、市  
長がした処分についての不服申立ては、審理員制度に基づいて行いますが、教育  
委員会がした処分についての不服申立ては、新行政不服審査法の中で、もともと  
適用除外されることになっていきますので、情報公開条例に基づく処分について、  
市長が処分したものと教育委員会等が処分したもので手続に差異が生まれてしま  
います。そういったことを避けるためにも、今回、情報公開条例については、審  
理員制度を適用除外して、市長と教育委員会等が処分したものについても同じよ  
うな手続で審理手続を進めていくことが望ましいと考え、情報公開条例につつま  
しては、審理員制度を適用除外しようと考えています。

玄番副会長 わかりました。どうして市長と教育委員会等で違いがあるのか、根拠がわから  
なかったのですが、合議体だということを知って、納得しました。

土井会長 合議体ということであれば、市長単独で判断する場合よりも、いろんな人の意  
見が反映され、公正な判断ができるということですね。

狩俣課長 そのとおりです。

土井会長 審理員は、市長の補佐役のようなものになるのですか。

新徳係員 補佐役ではなく、市長とは独立したものになります。もともとの行政不服審査  
法の不服申立制度というものが、その処分に関与した職員が審理手続を行うこと  
を排除できないということが問題視されていまして、今回の審理員制度は、  
審査庁は、処分に関わっていない職員を審理員として指名し、その職員が審理手  
続をすることで公正性が向上するものとなっています。

土井会長 審理員制度を採用した場合は、審理員がいろいろ調べて市長に意見を述べると  
いう仕組みになりますが、情報公開条例においては、既に情報公開審査会という  
合議体の組織があつて、そこで公平、公正な判断ができるだろうから、審理員制  
度は適用除外しようということになるのですね。

新徳係員 そのとおりです、この情報公開条例のように、もう既に附属機関に諮問し、そ  
の組織で審理手続をすることで、公正性が制度上担保されているのであれば、行  
政不服審査法上、適用除外できるということになっており、国が作成している行  
政不服審査法の逐条解説も見ていますと、適用除外する例として、情報公開条例  
等に基づくものを挙げていることから、問題はないと考えております。

道上委員 もともとの行政不服については、内部で処理し、第三者による司法手続が入  
らないことにおいて、審理の透明性に問題視されていたことから、行政不服審査  
会という独立の機関を作つて、審理員も入れるということになりましたが、情報

公開制度については、先んじて準司法的な手続がありますので、適用除外していく方がいいと思います。

あと、審理員制度を適用除外しないと、処分庁が市長と教育委員会等で審理手続のバランスが崩れますので、事務局が説明した流れで間違いのないと思います。

土井会長 他にご意見等はありませんでしょうか。ご意見等が、出尽くしたようでございますので、質疑応答を終了させていただきます。

それでは、お諮りいたします。ただ今、議題となっております「行政不服審査法の全部改正に伴う門真市情報公開条例等に基づく不服申立制度の見直しについて」は、皆様方からただ今の議論の中でいただきました、ご意見等を盛り込みまして、答申案を作成させていただき、答申案ができあがりましたら事務局を通じまして、委員の皆様にご確認いただき、正式な答申としたいと存じますが、いかがでしょうか。

( 「異議なし」との声あり )

土井会長 ご異議がないようでございますので、答申案ができ上がりましたら、皆様のご意見をお伺いいたしたいと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、次に「その他」に移らせていただきます。まず、事務局から報告はありますでしょうか。

狩俣課長 特にありません。

土井会長 事務局、特にないようでございますが、この際ですので、委員の皆様からは、何かありますでしょうか。

特にないようでございますので、「その他」を終了させていただきます。

以上で、すべての審議が終わりました。本日は、大変熱心にご審議賜りまして、誠にありがとうございます。これをもちまして、本審査会を終了させていただきます。

閉会 (午前10時34分)